



3 1 岡農共組公告第 7 号

家畜共済掛金率等の公告について

岡山県農業共済組合事業規程第 67 条の規定に基づき、事業規程第 53 条（共済事故の一部除外）の変更に伴い、令和元年 7 月 1 日以降に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係から適用となる追加となった事故除外区分の共済掛金率等について次のとおり公告する。

なお、危険段階別共済掛金率表については、事務所（本所）又はホームページでの閲覧とする。

令和元年 6 月 2 1 日

岡山県農業共済組合

組合長理事 佐藤 俊和



1 追加となる事故除外区分

包括共済家畜区分 (死廃)	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	次に掲げるいずれかの共済事故 □ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による廃用以外の廃用 ハ 第 2 条第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる場合における廃用
繁殖用雌牛、育成・肥育牛	次に掲げるいずれかの共済事故 □ 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による廃用以外の廃用

2 適用時期

令和元年 7 月 1 日以降に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係から適用する。

3 掛金率等

危険段階別共済掛金率表のとおり。